

# 役員を選出等に関する規程

## 第1章 総則

第1条 放射線管理士部会（以下、本部会という）会則（以下、会則という）第9条第1項および第3項に基づく役員を選出については、この規程による。

## 第2章 選挙管理委員会

（目的）

第2条 会則に基づく選挙を厳正かつ公正に行うために本部会に選挙管理委員会を置く。

（委員の選出）

第3条 選挙管理委員は、理事会において会員中より選出する。ただし役員および選挙の候補者はこの委員を兼ねることができない。

（定数）

第4条 選挙管理委員会は委員3人で構成し、委員長は委員の互選による。

（任期）

第5条 選挙管理委員の任期は2年間とする。ただし、欠員の補充による委員については、その前任者の残任期間とする。

（業務）

第6条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- （1）選挙の公示
- （2）立候補届けの受理および資格審査ならびに候補者氏名の公示
- （3）投票および開票の管理ならびに当選の確認および発表
- （4）その他選挙の管理に必要な事項

## 第3章 候補者

（被選挙権）

第7条 被選挙権は、引き続き2年以上本部会会員としての資格を有する者でなければならない。

（立候補）

第8条 部会長、副部会長あるいは監事に立候補しようとする者は、次の書類

を付して選挙管理委員会に届け出るものとする。

( 1 ) 立候補届出書

( 2 ) 本部会会員 10 人以上の連署推薦書

( 推薦立候補 )

第 9 条 本部会会員は、前条による候補者以外の者を候補者として推薦することができる。この場合、次の書類を付して選挙管理委員会に届け出るものとする。

( 1 ) 推薦代表者による推薦届出書

( 2 ) 候補者となるべき者の承諾書

( 3 ) 本部会会員 10 人以上の連署推薦書

#### 第 4 章 選 挙

( 選出法 )

第 10 条 選挙は総会において次の順序で行う。

( 1 ) 監事

( 2 ) 副部会長

( 3 ) 部会長

2 . 投票は、その総会の出席会員の無記名投票によるものとし、会長にあっては単記、副会長および監事にあっては 2 名連記とする。

3 . 開票は、その総会の場で行う。

( 当 選 )

第 11 条 当選は、得票数の高点順位によって決する。ただし、定員の終位が同点の場合はその者について決選投票により決する。部会長にあっては投票総数の過半数を得なければならない。

( 無投票当選 )

第 12 条 候補者が定数のとき、または満たないときは、無投票で当選者を定めることができる。

#### 附 則

1 . この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

2 . この規程は平成 16 年 11 月 4 日より施行する。